

		1 令和6年度就学援助制度の実施について																																	
		1. 就学援助制度の周知方法																																	
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)												(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間 (あてはまるもの1つに○)				(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)						(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまるもの全てに○)											
都道府県	市区町村	ア 教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	イ 自治体の広報誌等に制度を掲載	ウ 市内の図書館等に制度の要旨を記載	エ 就学支援センター等に制度の要旨を記載	オ 入学説明会等に制度の要旨を記載	カ 入学説明会等に制度の要旨を記載	キ 入学説明会等に制度の要旨を記載	ク 入学説明会等に制度の要旨を記載	ケ 入学説明会等に制度の要旨を記載	コ その他	ア 申請書の提出期限を定め、期に間に合うよう申請の受付付け	イ 臨時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ 臨時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ 各学期で締切を定め、各学期開始から援助	オ その他	(4) (3)のオの内容・補足事項	ア 申請を希望する者が学校に提出	イ 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ 申請の有無にかかわらず、全員の申請が学校に提出	オ 申請の有無にかかわらず、全員の申請が教育委員会に提出	カ 申請の有無にかかわらず、全員の申請が学校もしくは教育委員会に提出	キ 就学援助システムを使って提出	ク その他	(6) (5)のクの内容	ア 目につきやすいサイトや平易な文書の使用	イ 漢字にはフリガナを付記	ウ 援助対象となる年間所得の目安等を記載	エ 各年度の探検隊や修学旅行の記録を掲載	オ 外国語の申請書を作成	カ その他	(8) (7)の力の内容		
17	17	15	6	3	8	4	6	15	0	1	3	3		0	0	17	0	0	0	9	3	6	0	0	0	0	0	0	6	0	6	7	3	2	2
福井県	福井市	○	○		○									○					○											○		○			
福井県	敦賀市	○		○				○						○					○											○					
福井県	小浜市	○	○		○			○						○						○											○	○			
福井県	大野市	○				○		○			○	児童扶養手当利用届の手続きの際にチラシを手渡し(予定)		○						○											○				
福井県	勝山市		○		○		○	○			○	就学時健康診断のお知らせと一緒に、就学援助費のお知らせを入れ配布			○				○										○		○				令和6年度より年度初めに小中学校全世帯に案内を配布する
福井県	鯖江市	○				○		○						○						○									○						
福井県	あわら市	○				○	○							○					○	○									○						
福井県	越前市	○	○		○		○	○						○						○											○	○			
福井県	坂井市	○					○	○						○					○												○				
福井県	永平寺町	○		○	○			○						○					○											○					
福井県	池田町	○						○		○				○						○										○					
福井県	南越前町	○					○	○						○					○												○				
福井県	越前町	○	○				○	○						○						○													○		カラーペーパーでチラシを作成し、小中学校の児童・生徒へ配布。
福井県	美浜町				○			○			○	民生委員へ就学援助制度の周知と対象児童生徒の把握を依頼		○					○										○						
福井県	高浜町	○	○	○				○						○						○											○				
福井県	おおい町	○			○	○		○						○						○									○		○				
福井県	若狭町	○			○			○						○					○												○	○			

都道府県	市区町村	1 令和6年度就学援助制度の実施について 2 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び事業保護）																										
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																										
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について		＜中学校＞（2）（1）の力の内容		＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期		＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）		＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるものを全てに○）		＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容																
		ア 入学前支給を行っている	イ 入学前支給を行っていないが、現在検討している	ウ 入学前支給を行っていないが、現在検討していない	エ その他入学金やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ その他対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ その他		ア 令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ 令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ 令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ 未定	ア 以前	イ 8月	ロ 9月	ハ 10月	ニ 11月	ホ 12月	ヘ 1月	ト 2月	チ 3月	ケ 4月初旬（入学式前）	ア 多量の児童が困難から	イ 個別対応などの対応が困難なため、児童がからから	ウ 児童がからから	エ 児童がからから	オ その他	
17	17	14	1	2	0	0	0	0	14	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	4	9	0	0	0	0	2	0	2
福井県	福井市	○							○												○							
福井県	敦賀市	○							○												○							
福井県	小浜市	○							○													○						
福井県	大野市	○							○													○						
福井県	勝山市	○							○													○						
福井県	鯖江市	○							○													○						
福井県	あわら市	○							○													○						
福井県	越前市	○							○														○					
福井県	坂井市	○							○														○					
福井県	永平寺町	○							○																			
福井県	池田町			○																						○		小・中学校に入学する児童生徒全員に「入学支度金事業」として1人5万円を支給しているため
福井県	南越前町		○									○																
福井県	越前町	○							○													○						
福井県	美浜町			○																						○		入学後、請求に応じて支給
福井県	高浜町	○							○													○						
福井県	おおい町	○							○													○						
福井県	若狭町	○							○													○						

		1 令和6年度就学援助制度の実施について																							4. 就学援助率							
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																														
		(1) 令和6年度当初における必要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																														
都道府県	市区町村	ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ 市区町村住民税の非課税	ウ 市区町村住民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童扶養手当の支給	キ 保護者が障害安定所登録日雇労働者	ク PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ 個人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金納付状態が悪い者、昼食、被服費等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められるもの	シ 経済的理由による欠席日数が多い者	ス 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ 生活福祉資金による貸付け	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額が変更されているもの)	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(例、生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)を(4)等に記入してください。)	チ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(例、生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)を(4)等に記入してください。)	ツ 市区町村住民税(所得割)又は均等割(課税標準額)に一定の係数を掛けたものの(例、課税標準額の1.0倍、1.5倍等)を(5)に記入してください。)	ト 障害や病気等の理由によって、家計が急変した者	その他	(2)(1)でソ、タ、チ又はトをした場合、市町村、市区町村、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(3)(1)でソ、タ、チ又はトをした場合、市町村、市区町村、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(4)(1)でトと回答した場合、その他の基準の内容		(5)補足事項	令和5年度					
17	17	8	10	8	5	5	10	2	3	3	3	3	3	4	4	0	2	12	0	1	4	14	0	4	1	17						
福井県	福井市																○						1.3								10%未満	
福井県	敦賀市																	○					1.3								15%未満	
福井県	小浜市																	○					1.5			1. 3倍以上1. 5未満は一部認定(学用品費)のみ支給					10%未満	
福井県	大野市		○				○												○		○		1.3			大野市母子家庭等医療費助成金対象世帯					15%未満	
福井県	勝山市	○										○											1.3								10%未満	
福井県	鯖江市																	○					1								10%未満	
福井県	あわら市	○	○	○			○																								10%未満	
福井県	越前市		○				○											○		○		1.3			市民税が均等割りのみ課税されている世帯						15%未満	
福井県	坂井市	○	○				○										○						1.3								10%未満	
福井県	永平寺町	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○			○					1.2								10%未満	
福井県	池田町	○	○	○	○	○	○								○			○					1.3								5%未満	
福井県	南越前町		○				○														○					経済的に生活が困難であると教育委員会が認めた世帯。(課税台帳による収入を特別支援教育就学奨励費の重要経測定に用いる同基準額で割った数値が1.0未満のもの。)					10%未満	
福井県	越前町																	○					1								10%未満	
福井県	美浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					1.2								5%未満	
福井県	高浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○					1.3								10%未満	
福井県	おおい町	○	○	○	○	○	○								○	○				○	○					経済的に困っている。特別な事情がある(家庭の主要者が急死、災害にあふなど、経済的に困っている)					10%未満	
福井県	若狭町																	○					1.2								10%未満	

